

○早島町建設工事等最低制限価格取扱要領

(平成29年3月28日要領第1号)

改正	平成29年9月1日要領第4号	平成29年9月25日要領第6号
	平成30年1月1日要領第1号	平成30年6月12日要領第6号
	令和元年10月1日要領第4号	令和4年3月1日要領第1号
	令和5年4月1日要領第4号	

(趣旨)

第1条 この要領は、早島町が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント業務（以下「建設工事等」という。）の競争入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき、最低制限価格を設定する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) 測量・建設コンサルタント業務 測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務をいう。
- (3) 電子入札システム 早島町電子入札運用基準（平成23年早島町告示第57号）に規定する電子入札システムをいう。
- (4) 電子入札 電子入札システムを使用して行う入札をいう。
- (5) くじ番号 電子入札において、入札者が入札金額を登録する際に入力する3桁の数字のことをいう。
- (6) 到着ミリ秒 電子入札システムに入札金額が登録された時刻のミリ秒をいう。
- (7) 決定くじ番号 くじ番号と到着ミリ秒との和を決定くじ番号とする。ただし、和の値が4桁となった場合は、下3桁の値を採用する。

(対象)

第3条 最低制限価格を設定する対象は競争入札に付する建設工事等とする。ただし、最低制限価格を設定することが適当でないと町長が認める建設工事等を除く。

(建設工事の最低制限価格の算定方法)

第4条 建設工事における最低制限価格は、次の計算式により算定した額（千円未満切捨て）に消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。

予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いた額×（最低制限価格基準率－（0.002X+0.0002Y））

ただし、X及びYは、0から9までの1単位の変数とする。

2 建設工事における最低制限価格基準率は、次の各号に定める計算式により算出した率（小数点第3位以下を切り捨てた率）とする。この場合において、当該計算式によって得られた率が0.77未満のときは0.77とし、0.92を超えるときは0.92とする。ただし、建設工事に家屋調査及び境界復元等の委託業務が含まれる場合にあっては、次の計算式の各項目から当該委託に係る費用を除いた数値を基に算定するものとする。

- (1) $(\text{設計上の直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.68) \div \text{予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いた額}$
- (2) 前号の計算式により難いものについては、前号の規定にかかわらず、別に定める計算式とする。

- 3 入札者は入札時に3桁のくじ番号を入力するものとし、有効な入札をした者の決定くじ番号の和の十の位の数字をXに代入し、一の位の数字をYに代入して最低制限価格を算定する。なお、くじ番号の入力を省略された場合は、「000」と入力されたものとみなして決定くじ番号を決定する。
- 4 前項の規定にかかわらず、再度の入札(開札の結果、落札者がいない場合において、直ちに行う入札をいう。以下同じ。)をする場合の最低制限価格は、1回目の入札で決定したX及びYの値を用いて算定する。

(測量・建設コンサルタント業務の最低制限価格の算定方法)

- 第4条の2 測量・建設コンサルタント業務における最低制限価格は、次の計算式により算定した額(千円未満切捨て)に消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。

予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いた額 $\times$ 最低制限価格基準率

- 2 測量・建設コンサルタント業務における最低制限価格基準率は、次の各号に定める計算式により算出した率とする。この場合において、当該計算式によって得られた率が0.7未満のときは0.7とし、0.8を超えるときは0.8とする。ただし、測量業務にあつては、当該計算式によって得られた率が0.7未満のときは0.7とし、0.82を超えるときは0.82とするものとし、地質調査業務にあつては、当該計算式によって得られた率が0.7未満のときは0.7とし、0.85を超えるときは0.85とする。

- (1) 測量業務 $(\text{設計上の直接測量費} + \text{測量調査費} + \text{諸経費} \times 0.48) \div \text{予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いた額}$
- (2) 建築関係の建設コンサルタント業務 $(\text{設計上の直接人件費} + \text{特別経費} + \text{技術料等経費} \times 0.6 + \text{諸経費} \times 0.6) \div \text{予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いた額}$
- (3) 土木関係の建設コンサルタント業務 $(\text{設計上の直接人件費} + \text{直接経費} + \text{その他原価} \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.48) \div \text{予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いた額}$
- (4) 地質調査業務 $(\text{設計上の直接調査費} + \text{間接調査費} \times 0.9 + \text{解析等調査業務費} \times 0.8 + \text{諸経費} \times 0.48) \div \text{予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いた額}$
- (5) 補償関係コンサルタント業務 $(\text{設計上の直接人件費} + \text{直接経費} + \text{その他原価} \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.45) \div \text{予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いた額}$
- (6) 前各号の計算式により難いものについては、当該各号の規定にかかわらず、別に定める計算式とする。

- 3 業務の区分が複数からなる場合は、各業務区分において前2項の計算式により得た額を合算した額を最低制限価格とする。

(最低制限価格の計算式等の公表)

- 第5条 最低制限価格の計算式は、インターネット上の町のホームページに掲載す

るものとする。ただし、第4条第2項第2号又は第4条の2第2項第6号に該当する場合は、町長が別に定める方法により周知するものとする。

- 2 最低制限価格は、落札者が決定した日の翌日からインターネット上の町のホームページに掲載するほか、当分の間、総務課においても書面により一般の閲覧に供するものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、最低制限価格の設定に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行前に公告した一般競争入札又は通知した指名競争入札については、なお従前の例による。

附 則(平成29年9月1日要領第4号)

(施行期日)

- 1 この要領は、平成29年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行前に公告した一般競争入札又は通知した指名競争入札については、なお従前の例による。

附 則(平成29年9月25日要領第6号)

(施行期日)

- 1 この要領は、平成29年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行前に公告した一般競争入札又は通知した指名競争入札については、なお従前の例による。

附 則(平成30年1月1日要領第1号)

(施行期日)

- 1 この要領は、平成30年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行前に公告した一般競争入札又は通知した指名競争入札については、なお従前の例による。

附 則(平成30年6月12日要領第6号)

(施行期日)

- 1 この要領は、平成30年6月13日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行前に公告した一般競争入札又は通知した指名競争入札については、なお従前の例による。

附 則(令和元年10月1日要領第4号)

この要領は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年3月1日要領第1号)

(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行前に公告した一般競争入札又は通知した指名競争入札については、なお従前の例による。

附 則(令和5年4月1日要領第4号)

- 1 この要領は、令和5年6月1日から施行する。

- 2 この要領の施行前に公告した一般競争入札又は通知した指名競争入札については、なお従前の例による。